

⑫

服薬の見守りと関係機関連携について

結核は感染症です。あなたの周りの人たちに結核を広げないために法律が定められています。結核を治すためには、決められた一定の期間、しっかりと薬を飲み続けることが必要です。途中で薬を飲むのを止めたり、飲んだり飲まなかったりすると薬が効かなくなり、治りにくい結核になってしまうことが知られ、感染症法第53条の14にも保健所長は処方された薬剤を確実に服用するよう指導することが定められています。

そこで、保健所では、あなたが実際に薬を飲み込むことを第三者が確かめながら治療することや、あなたが服薬されたことを服薬手帳等で確認し結核の治療の完了までの見守りをしています。

そのためには、あなたの結核の治療の完了までの、服薬の状況・結核菌等の検査の状況等を医療機関と連絡をとりあうことが必要です。

また、あなたの身の回りの人の健康を守るために、あなたの病気に関わる情報を必要に応じて関係の保健所等に連絡し最も良い方法を考えていきます。

保健所は、あなたの結核を治すため治療が完了まで手助けをしたいと考えております。御協力をいただきますようによろしくお願ひします。

愛知県〇〇保健所長

上記の説明を理解し、服薬の確認・医療機関及び関係機関との情報の連絡について同意しました。

日付: _____

お名前: _____